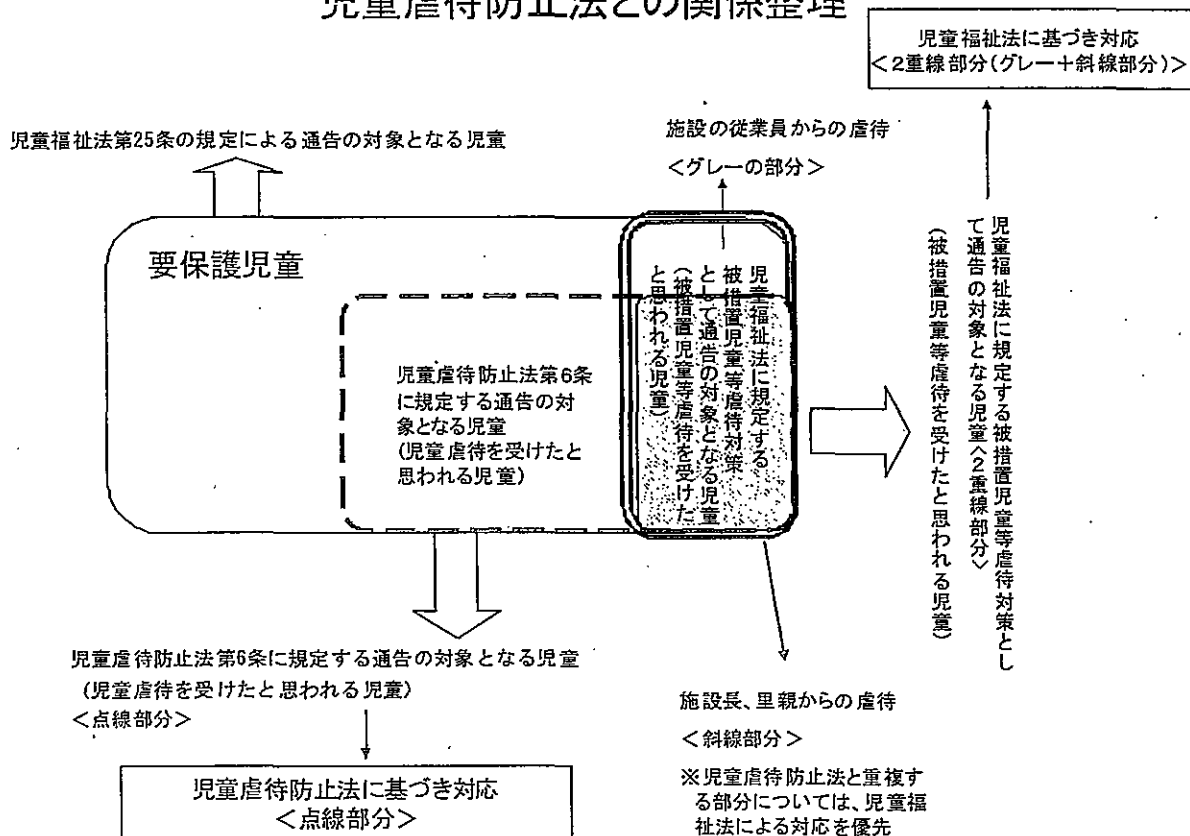


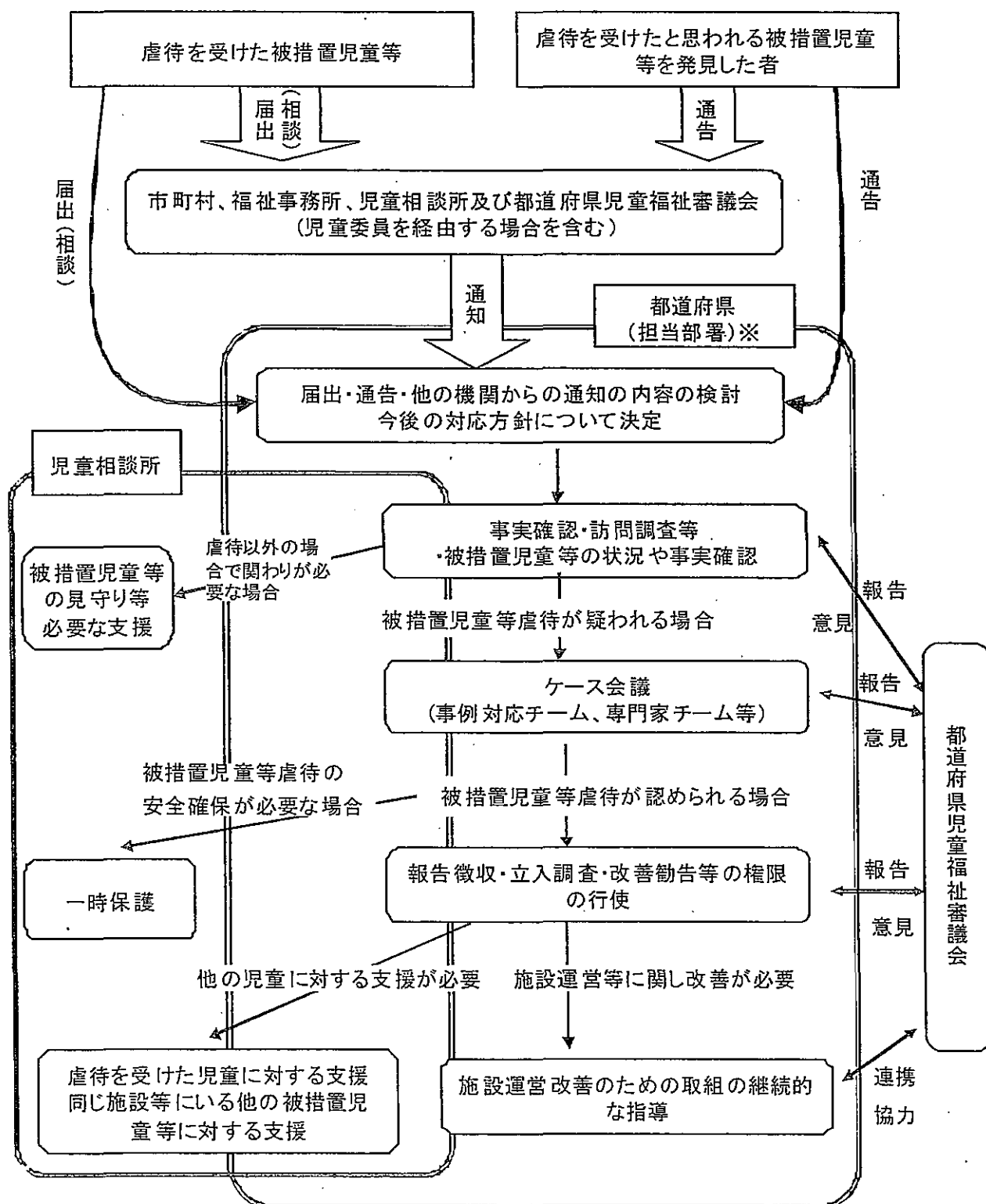
児童虐待防止法との関係整理



3 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

以下4. ～9. に記載する対応等に関する全体の流れのイメージは以下の通りとなります。

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、1)の①の通告受理機関へ通告しなければならないこととされています。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。このうち「都道府県の設置する福祉事務所」及び「市町村」（政令市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）は、都道府県（担当部署）に通知します。「都道府県（担当部署）」、「都道府県児童福祉審議会」及び「児童相談所」は、1)の③の対応を行います。

また、被措置児童等は、1)の②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出ることができます。

これらの詳細や通告の前段階としての取組などについては、2)以下のとおりとなっています。

なお、都道府県によっては、施設等の監督を行う部署、都道府県児童福祉審議会を所管する部署など担当課が複数にまたがることもあるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておく必要があります。

1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関

①発見者からの通告受理機関

- ・ 都道府県の設置する福祉事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）（あらかじめ主担当を都道府県において定めること）
- ・ 都道府県児童福祉審議会
- ・ 市町村

（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）

②被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）
- ・ 都道府県児童福祉審議会

③通告等への対応を行う機関における対応

- ・ 都道府県（担当部署）は、発見者からの通告、通告受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査、都道府県児童福祉審議会への報告、同審議会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。
- ・ 都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・ 児童相談所は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知を行うとともに、都道府県（担当部署）の求めに応じ、被措置児童等の調査や子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族や関係機関との調整等を行います。

2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用する（相談先電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出を行いやすくする）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する

等により、被措置児童等に対し届出ができることの周知を図るとともに、被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要があります。

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務がかかることについて、十分な周知・広報を行います。具体的には、通告受理機関の機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告受理機関は、都道府県（担当部署）と都道府県児童福祉審議会以外は、児童虐待防止法の通告受理機関と同様の機関としていることから、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）などによく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

3) 早期発見のための体制整備

都道府県（担当部署）においては、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図るため、虐待が起こる前から、関係者の連携と対応の体制を整え、被虐待児童等も地域の子どものと同様地域で見守るという共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所は、定期的に関係者が集まる場（例えば、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会））などを活用し、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、子どもの通う学校と、子どもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制としておくことが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、勉強会の開催等を通じて子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることが必要です。

こうした取組を通じて、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要であるととも、それぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、具体的な

対応のシミュレーションをしておくことが考えられます。

4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

被措置児童等虐待について、都道府県児童福祉審議会は、通告受理機関、届出受理機関とされています（児童福祉法第33条の12第3項）。同審議会が受理した通告や届出については、都道府県（担当部署）へ速やかに通知することになります（児童福祉法第33条の15第1項）。

また、都道府県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告しなければなりません（児童福祉法第33条の15第2項）。

被措置児童等虐待に対応するため、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を拡大するのか等）については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理を適切に行うことや都道府県（担当部署）からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は9. を参照

5. 初期対応

1) 相談・通告・届出への対応

ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係る児童等の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じるのは都道府県（担当部署）であるので、各都道府県（担当部署）が主体となって、本ガイドラインを参考に、通告や届出があった際に何を把握する必要があるのか、受理機関は、都道府県（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等についてあらかじめ定め、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県（担当部署）へ必要な事項を連絡することができるようにしておくことが重要です。

イ 通告等の受理時に確認する事項等

(通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について)

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなどの不安をもっている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見等した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの電話の場合には、自分のことではなく、友人のこのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子どもが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握できるまで、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。さらに、相談の電話に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話がある場合もあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、相談者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合もありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

この場合、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とします。

(通告受理機関及び届出受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票の例については、「被措置児童等虐待通告等受理票」(Ⅲ参考資料)を参照して下さい。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際に最低限確認すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)
- ・被措置児童等の心身の状況
- ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
- ・相談者、通告者の情報(氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等)

特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人が届出を行ってきた場合には、届出受理機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握します。

- ・虐待の内容や程度
- ・被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握します。

(児童相談所において確認する事項)

被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても、児童相談所から被措置児童等の居所に出向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、子どもに二次被害(届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと)が生じないように、配慮することが必要です。

手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時

等に子どもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるか等について判断します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合も、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益的取扱の禁止等について

前述のとおり、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者については、通告義務が課せられています。(児童福祉法第33条の12第1項)

通告義務と、公務員や医師等の守秘義務、行政機関や事業者等における個人情報保護の関係は以下のとおりです。また、施設職員等による通告については、通告を理由として不利益な取扱いをうけないこととされています。

(守秘義務との関係)

都道府県職員や市町村職員は、法律で守秘義務を課せられています。地方公務員法第34条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第60条で罰則がかかります。さらに、児童相談所の職員の場合は、児童福祉法第61条で、「児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」と規定されています。

医師、助産師、弁護士等についても、刑法第134条で、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

在宅の児童虐待に関し、児童福祉法第25条（要保護児童発見者の通告義務）の通告を行うことは、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないとの解釈が平成9年の厚生省児童家庭局長通知（平成9年6月20日児発第434号）で示されていましたが、現実には通告者が躊躇することがあり得るのではないかとこの観点から、児童虐待防止法の制定の際に、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」ことが規定されました。（児童虐待防止法第6条第3項）

被措置児童等虐待についても、今回の法改正で通告義務が規定されましたので、地方公務員や医師等が通告を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解されますが、さらに、児童虐待防止法と同様の観

点から、被措置児童虐待を発見した者が都道府県等に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うこととしています。(児童福祉法第33条の12第4項)

なお、児童福祉法第33条の13においては、「・・・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されています。

これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられたものです。

(個人情報保護との関係)

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいいます。(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、以下「個人情報保護法」という。)

被措置児童等虐待の通告は、こうした個人情報を含むことが通常ですが、民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が、被措置児童等虐待の通告を行う場合、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」として、同法の規制との関係が生じます。公立学校等地方公共団体の機関の職員等が被措置児童等虐待の通告を行う場合も、各自治体の個人情報保護条例の規制との関係が生じます。

民間事業者については、個人情報保護法で、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと(同法第16条第1項)、②個人データを第三者に提供してはならないこと(同法第23条第1項)が規定されています。ただし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされているので(同法第16条第3項第1号、第23条第1項第1号)、被措置児童等虐待の通告を行う場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはならないものと考えられます。

地方公共団体の機関については、各自治体の条例の規定によりますが、個人情報の目的外の利用や外部への提供の制限についてはほとんどの自治体の条例で「法令等に定めのある場合」は制限の対象外としているなど、基本的には支障が生じることはないものと考えられます。

(通告による不利益取扱いの禁止)

児童福祉法第33条の12第5項においては、「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」

が規定されています。

この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、この規定が適用される「通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要です。（児童福祉法第33条の12第4項カッコ書き）

被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告した場合には、そもそも第33条の12第1項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」について通告したことにはなりません。通告が「虚偽であるもの」については、不利益取扱いを受けないとする第33条の12第5項は適用する理由がないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解されます。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはなりません。

都道府県においては、施設職員等に対して、虚偽や過失によるものでない限り、通告を理由とする不利益な取扱いを受けないことを周知し、施設や法人に対しても啓発に努める必要があります。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱は、通告と守秘義務との関係を規定した児童福祉法第33条の12第4項でも規定されています。法律で守秘義務を課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われうることになります。

2) 通告受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）に通告や届出があり、都道府県による事実確認等の必要があると認めるときは、通告や届出の受理機関は速やかに都道府県（担当部署）に通知する必要があります（児童福祉法第33条の14第3項、第33条の15第1項）。

このため、通告受理機関及び届出受理機関は、都道府県（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。

都道府県（担当部署）は、通告受理機関及び届出受理機関からの通知を速やかに受けることができるよう、通知を受ける体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出を受理する機関は児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会ですが、仮に、市町村等に相談があった場合には、届出受理機関ではないからと言って、当該児童からの話を聞かないということではなく、可能な限り子どもからの聞き取りを行い、通告された場合と同様に速やかに都

道府県（担当部署）へ連絡する必要があります。

さらに、虐待されている児童を「被措置児童等」と通告者が認識せずに通告し、通告受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該児童が被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童等虐待としての対応を講じることが必要です。

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

都道府県（担当部署）は、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県（担当部署）へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等に入所する他の被措置児童等についても危険がある
- ・被措置児童等が精神的に追いつめられている

など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が入所等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県の受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行うこととし、措置等を行った都道府県内にある受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県内にある受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が実際に在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道